

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 6 月 17 日 (金) 第 320 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙人名簿登録の基準日 (選挙管理委員会取扱い) 1
- 参議院鹿児島県選出議員選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日
(選挙管理委員会取扱い) 1
- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第22条第3項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を同年6月21日 (ただし、年齢については同年7月10日) と定めた。

令和4年6月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第144条の2第5項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同年6月22日からと定めた。

令和4年6月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和4年3月18日鹿児島県選挙管理委員会告示第19号 (直接請求の連署に必要な有権者の数) は、廃止する。

令和4年6月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例 (地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26, 718
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求	266, 984

の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数, その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	鹿児島市・鹿児島郡区 149,779
	鹿屋市・垂水市区 31,537
	枕崎市区 5,710
	阿久根市・出水郡区 8,324
	出水市区 14,440
	指宿市区 11,051
	西之表市・熊毛郡区 11,180
	薩摩川内市区 25,731
	日置市区 13,176
	曾於市区 9,702
	霧島市・始良郡区 36,756
	いちき串木野市区 7,630
	南さつま市区 9,291
	志布志市・曾於郡区 11,780
	奄美市区 13,353
	南九州市区 9,492
伊佐市区 7,001	
始良市区 21,332	
薩摩郡区 5,632	
肝属郡区 9,836	
大島郡区 16,120	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	266,984
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	